

事務事業及び予算の執行実績
(令和4年度分 一部、令和5年度分を含む)

西部県民生活センター
西部中小企業労働相談所

目 次

	ページ
事務事業の概要	
第1 概況	
1 沿革	1
2 所管区域及び業務概要	2
3 令和5年度組織体制	4
第2 事務又は事業の目的、計画及び実績(成果)並びに評価(課題等)及び改善	
1 安全な消費生活の推進	5
2 安全・安心に働ける労働条件の確保	18
3 全ての世代に対する就職支援	24
事業の根拠法令調	26
職員配置調	27
歳入予算執行状況調	28
預金調	32
歳出予算執行状況調	33
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	38
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	39
委託料に関する調	40
負担金支出調	44
建築工事調	46
公有財産調	48
借地借家等調	49
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	49
行政財産貸付・使用許可調	50
備品・図書調	51
主要備品調	53
公務中の事故等に関する調	54
工事中の事故に関する調	54
前回の監査結果等改善状況調	55

事 務 事 業 の 概 要

第 1 概 況

1 沿 革

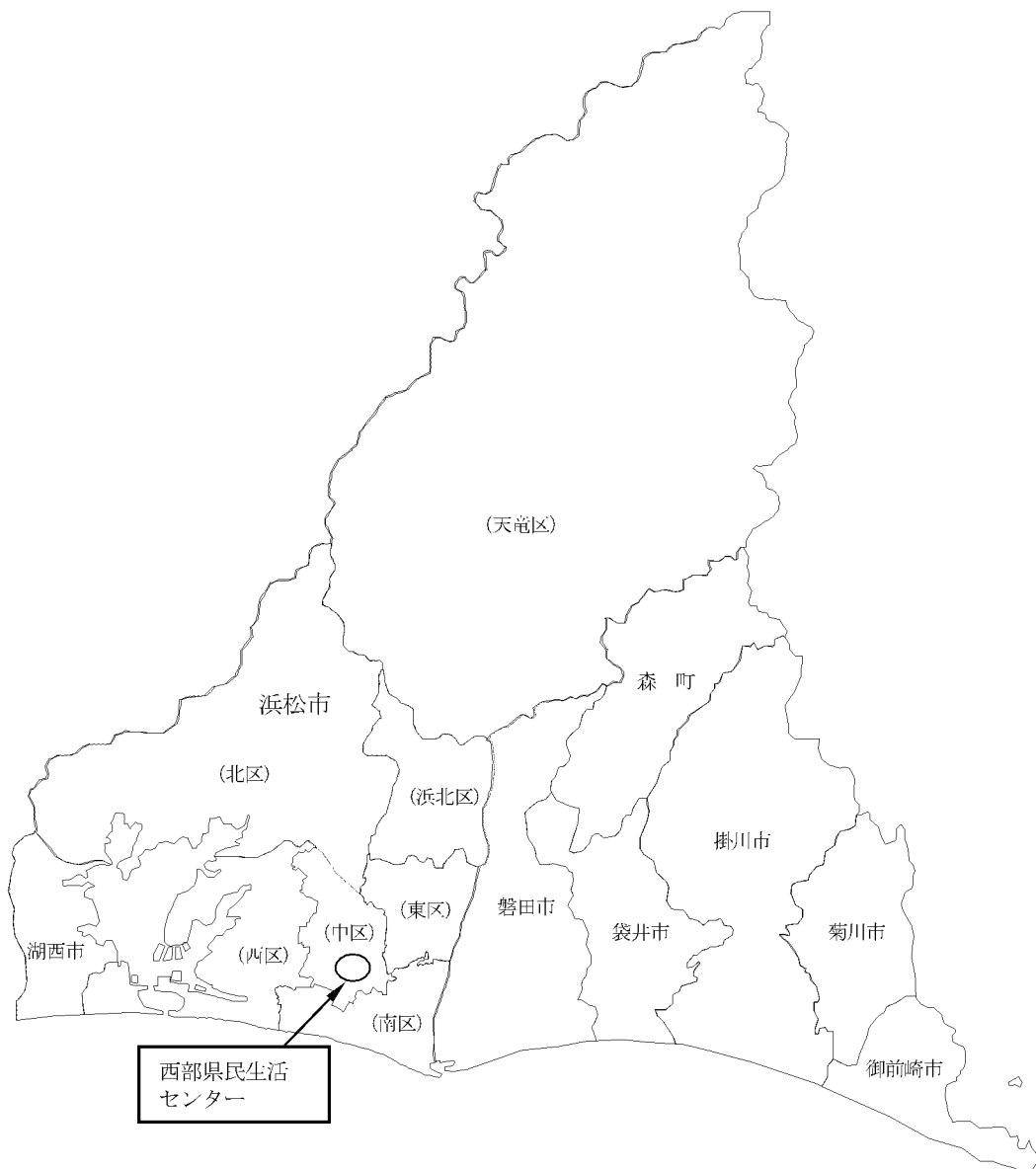
昭和 48 年 4 月	浜松市高町に「西部消費生活センター」を設置した。
昭和 57 年 4 月	消費者行政のほか県民相談及び旅券業務を所管することとし、名称を「西部県民サービスセンター」に改め、浜松市海老塚町に移転した。
平成 3 年 4 月	地域防災、広報及び広聴、緑化などを所管する「西部振興センター」と統合し、名称を「西部県民生活センター」に改め、「総務課」、「消費生活・相談スタッフ」、「防災・行政情報スタッフ」、「旅券スタッフ」を置き、浜松市東田町に移転した。
平成 4 年 4 月	市町村との行政連絡、県民情報の収集などを拡充し、名称を「西部県行政センター」に改めた。
平成 7 年 4 月	所管事業に観光を加え、「防災・行政情報スタッフ」を「地域振興・防災スタッフ」に改めた。
平成 9 年 4 月	「防災監」(副所長兼務)を置き、「振興防災課」を新設し、「地域振興・防災スタッフ」を廃止して、振興防災課に「地域振興スタッフ」と「防災スタッフ」とを置いた。また、西部商工労政事務所が所管していた事務を移管して「商工労政課」を新設した。
平成 12 年 4 月	「総務課」と「振興防災課」を「総務防災課」と「振興課」に再編し、「総務防災課」に「防災スタッフ」を、「振興課」に「地域振興スタッフ」を置いた。
平成 13 年 11 月	浜松市中区鍛冶町のザザシティ浜松中央館に「西部地域交流プラザ(パレット)」を設置し、消費生活・相談及び旅券業務を同プラザで行うこととした。
平成 14 年 4 月	「総務防災課」に「総務係」と「契約担当」を置いた。
平成 15 年 4 月	「振興課」と「商工労政課」を統合して「振興商工課」を設置し、同課に「地域振興スタッフ」と「商工労政スタッフ」を置いた。
平成 16 年 4 月	市町村合併の進展に対応して業務を効率的に行うため、商工行政全般、地域振興補助金等の業務を本庁に移管し、「振興商工課」を「振興労政課」に改め、「地域振興スタッフ」と「商工労政スタッフ」を廃止して、「振興労政スタッフ」を置いた。
平成 16 年 10 月	「西部地域交流プラザ」を指定管理者による運営とした。
平成 17 年 4 月	西部、中遠、北遠の各県行政センターを廃止・分割し、行政センターの業務のうち、消費者行政、労働行政、旅券発給及び各種相談等を行う「西部県民生活センター」を浜松市中区鍛冶町のザザシティ浜松中央館に設置した。「総務担当」、「消費者行政スタッフ」、「旅券スタッフ」、「労政スタッフ」を置き、中遠及び北遠地区の旅券センター及び県民相談室として「中遠駐在」及び「北遠駐在」を置いた。
平成 18 年 4 月	旅券の日曜交付対応及び総務事務の執行体制を強化するため、「総務担当」と「旅券スタッフ」を「総務・旅券スタッフ」に統合した。
平成 20 年 9 月	旅券事務の市町への移譲に伴い、中遠の旅券センターを廃止した。
平成 21 年 3 月	中遠及び北遠の県民相談室の本所への集中に伴い、「中遠駐在」を廃止した。

平成21年 9 月	旅券事務の浜松市への移譲に伴い、本所及び北遠の旅券センターを廃止し、10月に「北遠駐在」を廃止した。
平成22年 4 月	「総務・旅券スタッフ」を「総務担当」に、「消費者行政スタッフ」を「消費者行政班」に、「労政スタッフ」を「労政班」にそれぞれ改めた。
平成25年 3 月	浜松市中区鍛冶町のザザシティ浜松中央館から浜松市中区中央の県浜松総合庁舎へ移転した。「西部地域交流プラザ」を廃止した。
令和元年 4 月	「総務担当」を廃止し、当該業務を「消費者行政班」で所掌することとした。

2 所管区域及び業務概要

所管区域は、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、湖西市及び森町の7市1町で、面積は約2,476 km²（県土の約31.8%）、人口は約130万人（県人口の約36.4%）である。（人口は令和5年9月1日現在 県統計調査課推計人口）

当所は、地域における県民サービスの提供拠点として、県民生活の利便性等の向上のため、消費者行政、県民相談及び労働行政等の事務を所掌し、西部中小企業労働相談所を併置している。



西部県民生活センター業務体系

<目的>

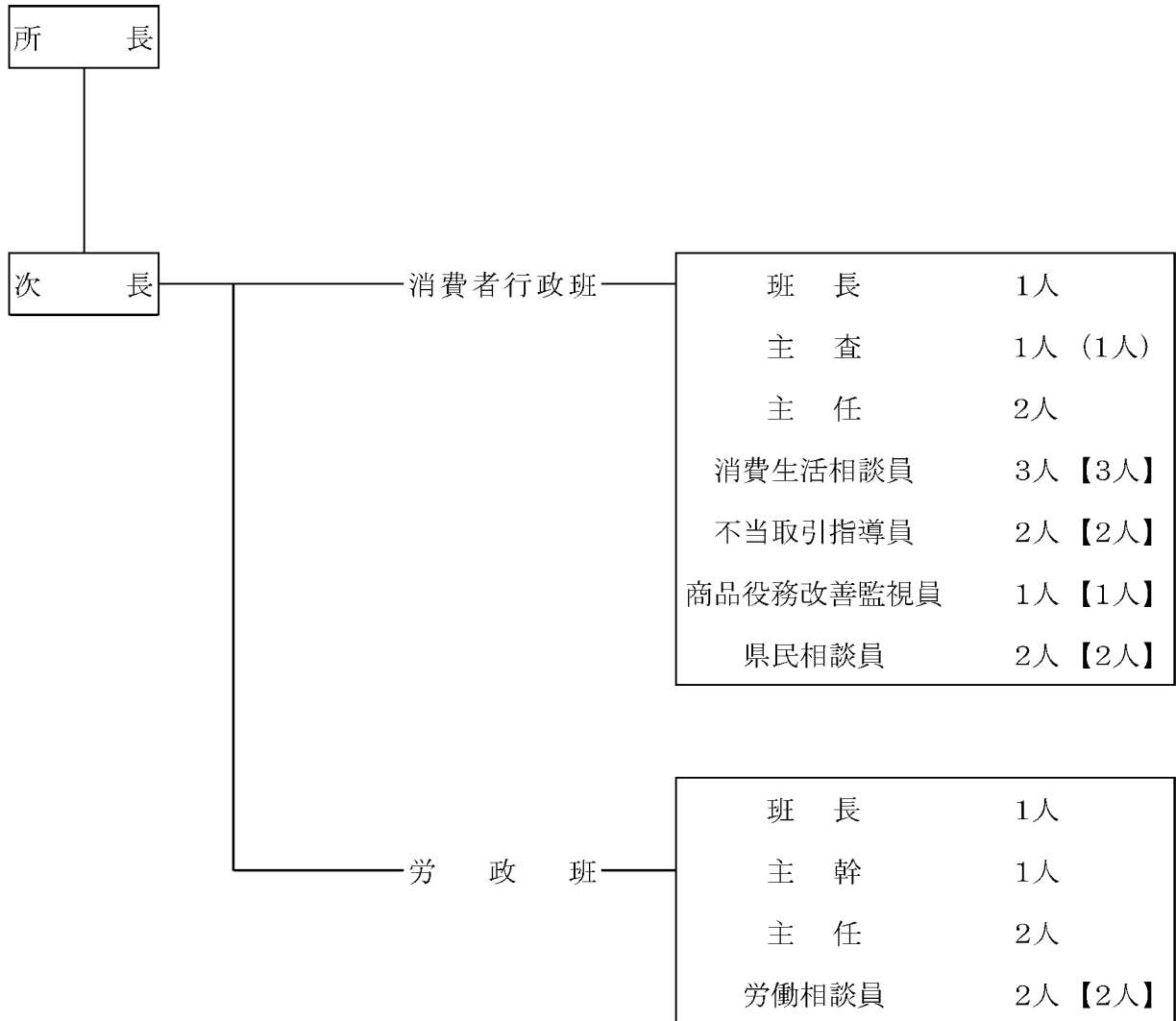
<業務内容>

消費者行政	安全な消費生活の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消費生活相談 (2) 消費者教育・啓発 (3) 表示・取引の適正化 (4) 県民相談
労政	安全・安心に働ける 労働条件の確保 全ての世代に対する 就職支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働相談（西部中小企業労働相談所） (2) 労働教育 (3) 労使関係の実態把握 (4) 勤労者福祉の推進 (5) 就職相談

3 令和5年度組織体制

西部県民生活センター

西部中小企業労働相談所



計	職員数	10人(1人)
	会計年度任用職員	10人

()は兼務職員で外数、本務:環境衛生科学研究所
 【 】は会計年度任用職員で内数

第2 事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等）及び改善

1 安全な消費生活の推進

(1) 目的

安全で安心できる心豊かな消費生活の実現に向け、消費者被害の防止や救済、消費者の利益を守るとともに、自ら適切に判断し行動できる自立した消費者を育成・支援する。また、消費者の自主的かつ合理的な選択が確保されるよう表示・取引の適正化を図る。

(2) 実績（成果）

ア 消費生活相談

商品やサービスの取引における事業者に対する消費者からの苦情相談に対して、関係機関と連携し、問題解決に向けた助言・斡旋等を行った。

(7) 実施体制

相談員等	
不当取引指導員（会計年度任用職員）	2人
消費生活相談員（会計年度任用職員）	3人
（内、市町相談支援担当	1人）
（内、消費者教育推進担当	2人）
商品役務改善監視員（会計年度任用職員）	1人

（注）相談時間は、月～金曜日の9時から16時まで（祝日、12/29～1/3を除く）

(4) 実施状況

令和4年度の相談件数は1,831件で、前年度比92.9%（139件減）であった。

また、令和5年度4月から8月までの相談件数は782件で、前年同期比106.8%（50件増）であった。

a 相談件数

（令和5年8月31日現在）

年度	件数	対前年同期比
4	1,831	92.9%
5	782	106.8%

（注）令和4年8月末の相談件数は732件

消費生活相談状況調

(令和5年8月31日現在)

項目	年度	2年度		3年度		4年度		5年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
相談状況	商品一般	200 (193)	8.2	144 (134)	7.3	126 (124)	6.9	47 (46)	6.0
	食料品	234 (226)	9.7	142 (139)	7.2	103 (98)	5.6	40 (39)	5.1
	住居品	83 (79)	3.4	100 (100)	5.1	69 (65)	3.8	28 (27)	3.6
	光熱水品	56 (49)	2.3	44 (42)	2.2	47 (46)	2.6	24 (23)	3.1
	被服品	117 (115)	4.8	121 (120)	6.1	97 (93)	5.3	33 (32)	4.3
	保健衛生品	189 (180)	7.8	163 (162)	8.3	199 (196)	10.9	64 (63)	8.2
	教養娯楽品	214 (212)	8.8	139 (139)	7.1	160 (155)	8.7	64 (64)	8.2
	車両・乗り物	86 (84)	3.5	65 (65)	3.3	76 (75)	4.1	34 (34)	4.3
	土地・建物・設備	63 (60)	2.6	68 (64)	3.4	52 (52)	2.8	18 (18)	2.3
	他の商品	2 (2)	0.1	6 (4)	0.3	7 (7)	0.4	4 (4)	0.5
	クリーニング	5 (5)	0.2	1 (1)	0.1	5 (5)	0.3	4 (4)	0.5
	レンタル・リース・貸借	108 (105)	4.5	97 (94)	4.9	97 (95)	5.3	46 (46)	5.9
	工事・建築・加工	54 (52)	2.2	60 (56)	3.0	51 (51)	2.8	24 (23)	3.1
	修理・補修	55 (52)	2.3	44 (43)	2.2	41 (41)	2.2	28 (27)	3.6
	管理・保管	6 (6)	0.2	1 (1)	0.1	1 (1)	0.1	1 (1)	0.1
	役務一般	21 (21)	0.9	21 (21)	1.1	12 (12)	0.7	7 (7)	0.9
	金融・保険サービス	130 (124)	5.4	127 (121)	6.4	102 (97)	5.6	75 (73)	9.7
	運輸・通信サービス	415 (409)	17.1	164 (161)	8.3	131 (127)	7.1	55 (53)	7.0
	教育サービス	14 (13)	0.6	8 (8)	0.4	5 (5)	0.3	1 (1)	0.1
	教養・娯楽サービス	72 (71)	3.0	228 (224)	11.6	176 (173)	9.6	67 (66)	8.5
	保健・福祉サービス	94 (85)	3.9	50 (48)	2.5	100 (94)	5.5	40 (37)	5.1
	他の役務	130 (126)	5.4	108 (103)	5.5	128 (121)	7.0	65 (64)	8.3
	内職・副業・お祝い講	20 (20)	0.8	17 (17)	0.9	8 (7)	0.4	8 (8)	1.0
	他の行政サービス	18 (10)	0.7	13 (7)	0.7	21 (17)	1.1	1 (1)	0.1
	他の相談	38 (21)	1.6	39 (12)	2.0	17 (5)	0.9	4 (3)	0.5
	計		2,424 (2,320)	100.0	1,970 (1,886)	100.0	1,831 (1,762)	100.0	782 (764)
処理結果	他機関紹介	96	4.0	79	4.0	50	2.7	28	3.6
	助言(自主交渉)	1,725	71.2	1,445	73.4	1,417	77.4	612	78.3
	その他情報提供	331	13.6	278	14.1	217	11.8	63	8.0
	斡旋解決	154	6.3	83	4.2	99	5.4	38	4.9
	斡旋不調	22	0.9	6	0.3	3	0.2	9	1.1
	処理不能	38	1.6	30	1.5	12	0.7	8	1.0
	処理不要	58	2.4	49	2.5	33	1.8	17	2.2
	未入力(処理中)	0	0	0	0.0	0	0.0	7	0.9
計		2,424	100.0	1,970	100.0	1,831	100.0	782	100.0

- (注) 1 本表は、本庁所管課及び県民生活センターにおいて調製する。
 2 監査実施年度及び過去3か年の状況を記載する。
 3 苦情件数は、()内に再掲する。

消費生活相談内容別該当件数調

(令和5年8月31日現在)

項目	2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
		%		%		%		%
安全・衛生	105	3.2	70	2.6	69	2.6	28	2.5
品質・機能、役務品質	307	9.3	186	6.8	203	7.7	89	8.1
法規・基準	28	0.8	22	0.8	23	0.9	12	1.1
価格・料金	218	6.6	115	4.2	140	5.3	51	4.7
計量・量日	5	0.2	2	0.1	9	0.3	4	0.4
表示・広告	77	2.3	65	2.4	61	2.3	32	2.9
販売方法	969	29.2	757	28.0	757	28.6	333	30.4
契約・解約	1,355	40.9	1,272	47.0	1,190	45.0	451	41.2
接客対応	220	6.6	194	7.1	165	6.2	91	8.3
包装・容器	4	0.1	2	0.1	1	0.1	0	0.0
施設・設備	2	0.1	1	0.1	1	0.1	0	0.0
買物相談	3	0.1	1	0.1	2	0.1	0	0.0
生活知識	6	0.2	5	0.2	2	0.1	4	0.4
その他	14	0.4	13	0.5	18	0.7	0	0.0
計	3,313	100.0	2,705	100.0	2,641	100.0	1,095	100.0

- (注) 1 本表は、本庁所管課及び県民生活センターにおいて調製する。
 2 監査実施年度及び過去3か年の状況を記載する。
 3 一相談多重分類（重複計上）とし、商品別分類中の「他の相談」は除く。

b 販売購入形態別件数の状況

(令和5年8月31日現在)

年度	店舗購入	特殊販売							不明・無関係	計
		訪問販売	通信販売	マルチ・マルチ まがい	電話勧誘販売	初タイプ・ オプション	訪問購入	その他 無店舗		
4	384	139	711	29	94	1	19	7	447	1,831
5	196	56	285	8	55	0	2	7	173	782

c 年代別相談状況

(令和5年8月31日現在)

年度	～29歳		30～59歳		60歳～		全体(不明等を含む)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
		%		%		%		%
4	221	12.1	645	35.2	570	31.1	1,831	100.0
5	87	11.1	287	36.7	232	29.7	782	100.0
主な商品等	理美容 他の教養・娯楽 レンタル・リース・賃借		化粧品 レンタル・リース・賃借 自動車		化粧品 商品一般 役務その他		化粧品 商品一般 役務その他	

(注) 商品一般は架空請求を含む。

d 消費生活相談専門アドバイザーの活用

消費生活相談の複雑化、高度化に対応するため、消費生活相談専門アドバイザー(弁護士・司法書士に委嘱)を活用し、法的助言を受けた。

消費生活相談専門アドバイザーの業務には、消費生活相談への助言(一般)と、センターで主催する研修会等での助言(研修)がある。

(令和5年8月31日現在)

年度	職種	助言件数	内容
4	弁護士	1件	特定商取引に関する法律の改正の概要(研修)
	司法書士	1件	相談事例検討会(研修)
5	弁護士	0件	—
	司法書士	1件	ロードサービスの法的な位置づけについて(一般)

e 消費生活相談員等の技能向上

相談対応能力の向上のため、国や国民生活センターが開催する研修等に消費生活相談員等が参加した。

(令和5年8月31日現在)

年度	時期	研修等の名称	参加者数
4	4月～3月	消費生活相談員研修(専門・事例講座)[国民生活センター] 消費者行政職員研修(基礎力強化研修・PIO-NETデータ活用セミナー・職員講座)、管理職講座[国民生活センター]	延べ15人
5	4月～7月	消費者庁所管法令執行担当者研修[国] 消費生活相談員研修(専門・事例講座)[国民生活センター] 消費者行政職員研修(基礎力強化研修)[国民生活センター]	延べ6人

f 令和5年度静岡県消費者支援功労表彰

消費者庁ベスト消費者サポーター章(消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績のあった個人又は団体・グループに対して、消費者庁長官が授与するもの。)を消費生活相談員の2人が受章した。

g 苦情商品テスト

相談者から苦情のあった商品について、関係実施機関にテストを依頼している。

(令和5年8月31日現在)

年度	受付件数	主な内容
4	0件	—
5	0件	—

(ウ) 市町相談体制の充実支援

各種研修会等を開催し市町消費生活相談員等の技能向上を図るとともに、事業者の指導情報や消費者被害拡大事案情報等を発信し情報共有した。また市町からの複雑な相談事案に応じた。

a スキルアップ研修会の開催

(令和5年8月31日現在)

年度	時期 (回数)	主なテーマ・講師	参加者数
4	9月 (2回)	・特定商取引に関する法律の改正の概要 講師：静岡県消費生活相談専門アドバイザー（弁護士）	市町職員・相談員 延べ33人
	11月 (2回)	・「市場リスク」を有する生命保険 生命保険・相談マニュアルの活用方法 講師：（一社）生命保険協会 本部・静岡県協会 （公財）生命保険文化センター	
5		・相談事例検討会 講師：静岡県消費生活相談専門アドバイザー（司法書士）	県職員・相談員 延べ10人
		・キャッシュレス決済の基礎知識 講師：（公財）全国消費生活相談員協会	
5		(9月、11月に実施予定)	

b 市町巡回訪問

消費生活相談員が市町を訪問し、相談の対応や困難事案の解決等に関して助言を行った。
令和4年度からはオンラインによる巡回も行っている。

(令和5年8月31日現在)

年度	時期 (回数)	訪問先	派遣相談員数
4	5月～2月 (10回)	掛川市、湖西市、菊川市、袋井市、森町	延べ10人
5	4月～8月 (5回)	掛川市、湖西市、菊川市、袋井市	延べ5人

c 消費生活相談実地研修（OJT研修）

管内市町の相談窓口対応の向上を目的とし、市町の消費生活相談員を受け入れ、実地研修を行った。

(令和5年8月31日現在)

年度	時期 (日数)	研修生市町	研修生数
4	4月 (1日)	掛川市	1人
5	4月 (1日)	掛川市	1人

d 消費生活相談情報等の共有化

消費者被害の拡大防止のため、管内市町に対して適時に情報提供した。

(令和5年8月31日現在)

年度	項目	件数
4	事業者指導・処分情報	11件
	消費者被害拡大事案情報	9件
5	事業者指導・処分情報	4件
	消費者被害拡大事案情報	4件

(イ) 地域との連携

県と市町の連携体制を強化し、地域の消費者行政（消費者教育を含む）を効果的かつ円滑に推進するための協議会を開催した。また、消費者被害の早期発見と拡大防止を図ることを目的に警察との情報交換会を実施した。

a 静岡県西部地域消費者行政推進連携協議会

令和4年度に従来の「ふじのくに消費者教育推進西部地域連絡会」（平成27年度設置）を改編し、県と市町の連携体制の強化、消費者教育を含めた地域の消費者行政の一体的かつ効果的推進を目的とした「静岡県西部地域消費者行政推進連携協議会」を開催した。

(令和5年8月31日現在)

年度	時期	場 所	内 容
4	6月13日	浜松総合庁舎	消費者教育、消費者被害の防止と救済における連携について意見交換
	2月22日	浜松総合庁舎	静岡県消費者安全確保地域協議会の設置について消費者庁による講演、意見交換
5	6月16日	浜松総合庁舎	消費者基本計画の進捗、静岡県消費者安全確保地域協議会の設置について、消費者教育、消費者被害の防止と救済における連携について意見交換

b 警察と県・市町担当者会議

警察と消費生活センターが連携し、消費者被害の早期発見と拡大防止を図ることを目的に、県・市町の職員及び相談員と警察との情報交換会を実施した。

(令和5年8月31日現在)

年度	時期	場 所	参加者
4	6月13日	浜松総合庁舎	警察職員 13人 市町職員・消費生活相談員 9人 県職員・消費生活相談員 6人 合計 28人
5	6月16日	浜松総合庁舎	警察職員 11人 市町職員・消費生活相談員 11人 県職員・消費生活相談員 6人 合計 28人

イ 消費者教育・啓発

自ら学び自立する消費者を育成するため、出前講座の開催や消費者啓発により、消費者教育の推進を図った。

(7) 消費者教育

高等学校、大学、企業・団体、地域住民からの要請に基づき、啓発講座を実施した。

a 高校生消費者教育出前講座

高等学校、特別支援学校からの依頼に応じ、各校へ出向くなどして、生徒や保護者に対する啓発講座を実施した。

(令和5年8月31日現在)

年度	受講者数(回数)	内 訳	内 容	講 師
4	8,496人 (73回)	県立高等学校 49回 6,445人 私立高等学校 13回 1,812人 特別支援学校 11回 239人	契約の基礎知識、 若者に多い消費者 トラブル事例、対 処法等	不当取引指導員 消費生活相談員 消費者教育講師 職員
5	2,514人 (27回)	県立高等学校 16回 2,057人 私立高等学校 5回 370人 特別支援学校 6回 87人		

b 一般向け出前講座

各種団体からの申込みを受け、会場へ出向くなどして啓発講座を実施した。

(令和5年8月31日現在)

年度	受講者数(回数)	内 訳	内 容	講 師
4	2,035人 (37回)	大学等 13回 1,521人 企業・団体 8回 143人 高齢者・見守り者他 16回 371人	契約の基礎知 識、消費者トラ ブル事例、対処 法等	不当取引指導員 消費生活相談員 消費者教育講師 職員
5	1,052人 (15回)	大学 3回 856人 企業・団体 5回 68人 高齢者・見守り者他 7回 128人		

c 商品テスト実習講座

市町、消費者団体等の申込みを受け、会場に出向き、消費者が実際に商品テストを行う啓発講座を実施している。

(令和5年8月31日現在)

年度	受講者数(回数)	内 訳	内 容	講 師
4	6人 (1回)	小学生	ジュースや果物に含まれる糖分 とビタミンCを調査	環境衛生科 学研究所兼 務職員
5	—	—	—	

(イ) 啓発・情報提供

消費者被害の未然防止のため、管内市町及び消費者団体等と各種啓発事業を実施した。

a 消費者月間（5月）

年度	項目・時期	場 所	内 容
4	パネル展 5月6日～30日	浜松総合庁舎1階ロビー	成年年齢の引き下げ、近年増加している消費者トラブル、エシカル消費、各種資料配架等
	街頭キャンペーン 5月18日	浜松駅他	成年年齢の引き下げについて、浜松市、警察署、弁護士会、司法書士会及び消費者団体と協力して啓発、チラシ及びグッズ250部配布
	大学啓発	静岡大学 静岡文化芸術大学 農林環境専門職大学 常葉大学 浜松学院大学 静岡産業大学 静岡理工科大学 浜松医科大学 聖隷クリストファー大学	消費者教育出前講座のオンライン配信、若者向け啓発資料、相談窓口周知グッズを送付、校内配架
5	パネル展 5月8日～31日	浜松総合庁舎1階ロビー	成年年齢の引き下げ、近年増加している消費者トラブル、エシカル消費、各種資料配架等
	街頭キャンペーン 5月17日	浜松駅他	浜松市、弁護士会、司法書士会及び消費者団体と協力して啓発、チラシ及びグッズ400部配布 消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」と浜名湖ガーデンパークマスコットキャラクター「のたね」とともに啓発
	大学啓発	静岡大学 静岡文化芸術大学 農林環境専門職大学 常葉大学 浜松学院大学 静岡産業大学 静岡理工科大学 浜松医科大学 聖隷クリストファー大学	消費者教育出前講座の実施、各大学の学生用ポータルサイトなどに注意喚起動画配信、若者向け啓発資料・相談窓口周知グッズを校内配架

b 成年年齢引下げ周知イベント（8月10日）

年度	項目	場 所	内 容
4	パネル展	イオンモール 浜松志都呂店 2階	成年年齢の引き下げ、若者に多い消費者トラブル、各種資料配架等
	街頭キャンペーン		成年年齢の引き下げについて、県民生活課と協力して啓発、チラシ及びグッズ300部配布

c 消費者被害防止月間（12月）

年度	項目・時期	場 所	内 容
4	パネル展 12月1日～28日	浜松総合庁舎1階ロビー	借金問題解決の無料相談の案内、契約トラブル、エシカル消費、製品事故情報、各種資料・啓発グッズ配架、のぼり旗掲出等
	街頭キャンペーン 12月14日	浜松駅他	浜松市、消費者団体と協力して啓発、チラシ及びグッズ250部配布 消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」と共に啓発した
	大学啓発	静岡大学 静岡文化芸術大学 農林環境専門職大学 常葉大学 浜松学院大学 静岡産業大学 静岡理工科大学 浜松医科大学 聖隷クリストファー大学	消費者教育出前講座の実施、学生宛啓発メール送信、大学ポータルサイトにて啓発資料掲載、相談窓口周知グッズを送付
5	(12月実施予定)		

d 靈感商法等悪質商法被害防止・啓発パネル展（2～3月）

年度	項目・時期	場 所	内 容
4	パネル展 2月15日～ 3月29日	浜松総合庁舎1階ロビー	靈感商法等の啓発動画を作成しデジタルサイネージにて常時上映、啓発パネル展示、啓発品500部机上配布（靈感商法等の注意喚起マグネット（弁護士会と連携して作成）、啓発標語入り除菌シート等）

e エシカル（倫理的）消費の周知、啓発

人や環境、社会、地域に配慮した商品やサービスを使用する「エシカル（倫理的）消費」を様々なメディアを使って広く周知した。

年度	時期	項目	内 容
4	5月、12月	パネル展 (浜松総合庁舎1階)	Instagramの紹介、啓発ポスター等の展示
	8月～	・デジタルサイネージによる啓発 ・啓発教材作成、出前講座にて啓発	・啓発動画を作成、イオンモール浜松市野において月替わりで配信 ・啓発教材を作成、高校生消費者教育出前講座及び大学生向け出前講座を実施
5	5月	パネル展 (浜松総合庁舎1階)	啓発パネル・デジタルサイネージの展示、Instagramの紹介、啓発冊子の配架等
	通年	・デジタルサイネージによる啓発 ・出前講座にて啓発	・啓発動画を作成、イオンモール浜松市野・袋井において月替わりで配信 ・独自教材による高校生消費者教育出前講座及び大学生向け出前講座を実施

ウ 表示・取引の適正化

景品表示法、特定商取引法、県条例に基づき、不当表示や不当取引に関する情報の収集及び事業者への調査、指導・啓発を行った。

(7) 景品表示法に基づく表示等の適正化

景品表示法に基づく表示調査を実施するとともに、保健所や農林事務所と連携して、食品表示に関する合同監視を行った。

a 広告表示等適正化監視事業による表示等の適正化

年度ごとに策定される広告表示等適正化監視計画等に基づき、表示調査を実施した。

(令和5年8月31日現在)

年度	計画目標	実績	指導状況
4	53件	60件	口頭注意 12件
5	53件	35件	口頭注意 3件

※令和4年度実績には不当表示110番への対応分(10件)を含む

b 他部局との合同監視調査

県衛生課、保健所、農林事務所及び浜松市と合同で、鮮魚販売業者、菓子・仕上げ茶等の製造業者への調査を実施し、不適切な表示に対して指導を行った。

(令和5年8月31日現在)

年度	調査件数	指導状況	備考
4	19件	口頭注意 1件	西部保健所・中遠農林事務所
5	(10月以降実施予定)		

c 事業者への啓発事業

事業者の要請を受け、表示に関する出前講義を実施した。

(令和5年8月31日現在)

年度	回数	内容	参加者数	参加者
4	1回	水産物表示及び食品衛生管理研修会	22人	漁業関係者
5	(11月実施予定)			

d 不当表示ウォッチャー事業

県民生活課において、県民による不当表示ウォッチャー事業を実施している。

不当表示ウォッチャーから報告があり、県民生活課から移送された場合に、当センターにおいて事後の調査を行う。

(令和5年8月31日現在)

年度	4	5
調査件数	0件	0件

e 不当表示110番への対応

電話等による表示に関する不審情報に対して調査・指導を実施するとともに、事業者からの問合せに対し情報提供を行った。

(令和5年8月31日現在)

年度	受付件数	不審情報に対する調査・指導※							
		非該当	情報併合	違反事実なし	指導	調査打切	県民生活課へ移送	他センターへ移送	関係機関へ移送
4	31	4	18	2	2	0	4	0	0
5	10	3	6	0	2	0	0	0	0

※調査・指導件数は、令和4年度から令和5年度に1件繰越

(4) 不当取引事業者に対する指導

消費生活相談の斡旋過程において、「特定商取引に関する法律」及び「静岡県消費生活条例」に抵触あるいはその疑いのある行為があった事業者に対し、電話による状況聴取及び改善の指導を行った。

(令和5年8月31日現在)

年度	件数	内容
4	19件	書面不交付、書面不備、クーリング・オフ違反等について口頭注意
5	8件	書面不交付、書面不備、クーリング・オフ違反等について口頭注意

エ 県民相談

県民からの身の上相談や民事トラブルの解決方法等に関する相談、行政機関への意見・問合せに対して、相談員が助言や情報提供を行った。

また、相談者が直接、弁護士や司法書士から助言を受けられる特別法律相談を実施した。

(7) 実施体制

一般相談		特別法律相談(予約制)	
電話相談	面接相談	弁護士相談	司法書士相談
月～金曜日の9時～16時 (祝日、12/29～1/3を除く)		週1～2回 (年間20回) 13:30～14:30 (1相談30分)	月1回 (年間12回) 13:30～14:30 (1相談30分)
県民相談員(会計年度任用職員)2人		弁護士1人	司法書士1人

(4) 実績(成果)

<相談件数>

(令和5年8月31日現在)

年度	一般相談		対前年同期比	計 (対前年同比)
	特別法律相談			
4	382		85.1%	482 (88.6%)
	100		105.3%	
5	167		121.9%	185 (105.7%)
	18		47.4%	

<行政相談の所管部局別件数>

(令和5年8月31日現在)

年 度	知 事 直 轄 組 織	危 機 管 理 部	経 営 管 理 部	く ら し ・ 環 境 部	ス ポ ー ツ ・ 文 化 観 光 部	健 康 福 祉 部	経 済 産 業 部	交 通 基 盤 部	教 育 委 員 会	警 察 本 部	県 そ の 他	国 の 機 関	市 町	そ の 他	計
4	1	0	0	4	0	0	0	2	0	2	0	3	16	6	34
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	6	1	10

<法律・身の上相談の内訳件数>

(令和5年8月31日現在)

年 度	婚 姻	親 子 等	相 続	借 地 ・ 借 家	不 動 産 売 買	相 隣 関 係	金 銭 貸 借	商 品 売 買 等	登 記 ・ 訴 訟	交 通 事 故	ス ト ー カ ー	そ の 他	計
4	80	20	82	14	14	31	47	13	10	4	0	133	448
5	20	12	29	12	5	13	11	1	0	1	0	71	175

(3) 評価(課題等)及び改善

ア 消費生活相談

- ・ 令和4年度の消費生活相談件数は1,831件で、前年度比92.9% (139件減)であった。
- ・ 令和4年度の18、19歳の消費生活相談件数は30件で、前年度比157.9% (11件増)であり、成年年齢引下げに伴う相談件数の増加が見られる。
- ・ 青年層(30歳代まで)における令和4年度の消費生活相談件数は387件、前年度比109.6% (34件増)であり、40歳代からは前年度より件数が減っているのと対照的である。
- ・ 令和5年度における相談件数は782件で、前年同期比106.8% (50件増)の増加傾向にある。新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴い、経済活動が活発化したことによるものと考ええる。
- ・ 教養・娯楽サービス(アダルト情報等)に関するトラブルの相談等は、減少したものの、引き続き多く寄せられている。また、20歳代の若者はサイドビジネス(副業)商法に関するトラブルに巻き込まれやすい傾向にある。
- ・ 消費者が確実に支援につながるよう相談窓口の知名度を高めるため、キャンペーン等の実施とともに、病院等関係機関を訪問してチラシの配架を依頼するなど周知を図っている。
- ・ 外国人県民に向けては、5カ国語での相談窓口の案内チラシを作成し、国際交流協会等関係機関を通じて配布した。
- ・ 相談内容が年々複雑化し、高度な事案が増加していることから、弁護士と司法書士をアドバイザーとして委嘱し、法的助言を受けるなど、関係機関と連携し、消費生活相談体制の強化を図っている。

- ・ 管内市町の担当職員及び消費生活相談員の資質向上のため、研修会を開催し、相談対応能力の強化や相談体制の充実を図っている。
- ・ 管内市町の相談体制を支援するため、訪問に加え、令和4年度からオンラインによる助言等を行っているほか、市町の相談員を受け入れ実地研修を実施している。

イ 消費者教育・啓発

- ・ インターネット通販や定期購入などにおいて消費者トラブルが多発しており、特定の世代によらず、全般的な消費者教育が必要である。
- ・ 一方、成年年齢引下げ等により相談件数の増加が見られる若者や、人口構成割合の増加、スマートフォン普及などによる高齢者を対象とした啓発の必要性が高まっている。
- ・ 消費者教育出前講座の受入れ先の拡大を図り、企業の新入社員研修、大学の新生ガイダンス、地域の住民勉強会等幅広い世代を対象に出前講座を実施している。
- ・ 大学生には、対面での啓発に加え、オンライン・オンデマンド配信による講座や大学のポータルサイトへの情報掲載、メール配信等を利用した啓発を実施している。
- ・ 高校生は成年年齢に達する重要な時期であることから、管内全ての高等学校を対象とする「高校生消費者教育出前講座」を実施している。
- ・ 高齢者には、地域包括支援センターに出前講座の実施を働きかけたほか、住宅供給公社と連携し、県営住宅に入居する高齢者や外国人県民を対象に出前講座を実施した。
- ・ 令和4年度からはセンター独自のエシカル消費啓発教材を活用して出前講座を実施し、若者に消費者としての意識向上や消費行動の変容を促している。
- ・ エシカル消費の概念を多くの人に向けて発信する Instagram「つながるエシカル」を開設し、エシカル消費の実践例を情報発信しているほか、令和4年度からはショッピングモールのデジタルサイネージへ啓発動画を配信する等多様な媒体を使って啓発を実施している。
- ・ 令和5年3月から、浜松総合庁舎内にデジタルサイネージを設置し、靈感商法等悪質商法の啓発動画等注意喚起が必要なトラブル情報について動画を作成し配信している。

ウ 表示・取引の適正化

- ・ 表示媒体の多様化を受け、令和4年度から年度ごとに広告表示等適正化監視計画を策定し、目標件数を定めて調査を実施しており、令和4年度は目標を達成した。
- ・ 監視計画策定に伴い調査対象を外食店から全業種の事業者に拡大するとともに、表示監視の範囲をInstagram等のSNSにも拡大している。
- ・ 保健所や農林事務所等関係機関との合同監視や、消費者からの不審情報などに対して、迅速に調査・指導等を実施している。

エ 県民相談

- ・ 県民相談は、専門的で複雑な相談も多く、法解釈等の知識を要求されることから、弁護士会、司法書士会との連携を図るとともに、幅広く関連分野について情報収集している。
- ・ 令和5年度から特別法律相談での弁護士相談の年間計画数が減っているため、相談者が困らないよう市町の相談窓口のほか弁護士会等他機関の相談窓口の情報を集め、紹介している。

2 安全・安心に働ける労働条件の確保

(1) 目的

地域における労使関係の安定と勤労者福祉の推進を図るため、労働相談、労働教育、労使関係に関する調査、勤労者団体の活動支援などを実施する。

(2) 実績（成果）

ア 労働相談〔西部中小企業労働相談所〕

静岡県行政組織規則第39条に基づき設置する西部中小企業労働相談所において、賃金、解雇、退職、休暇等の労働条件をはじめとする労働問題について、労使関係者からの相談に応じ、速やかに解決が図られるよう助言を行った。

また、高度な法律知識・判断を要する事案については、弁護士による労働相談（毎月第3水曜日）により対応した。

(7) 実施体制

受付時間等	労働相談員	業 務
・月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 ・メール相談 24時間受付 ・無料弁護士相談(1件30分) 毎月第3水曜日 13:30～15:30	会計年度任用職員 2人 (社会保険労務士)	・来所による面接相談 ・電話相談(フリーアクセス有) ・メール相談 ・弁護士相談受付

(4) 実施状況

a 相談件数

(令和5年8月31日現在)

年度	来所	電話	メール	計	対前年同期比
4	145	569	59	773	103.8%
5	92	221	24	337	123.0%

(注) 令和4年8月末の相談件数は274件

b 個別的労使紛争あっせん

相談者に対し必要に応じ県労働委員会が実施する個別的労使紛争のあっせん制度の説明を行うとともに、あっせん申請の受付等を行った。

(令和5年8月31日現在)

年度	取扱件数			終結件数				係属中 (繰越)
	新規	繰越	計	解決	打切り	取下げ	計	
4	2	0	2	0	1	0	1	1
5	2	1	3	1	0	0	1	2

(令和4年度)

規模ほか 相談内容	規模別件数					合計件数				
	30人未満	30人～99人	100人～299人	300人以上	不明		労働者計		使用者	
							正社員	非正社員		
労働組合及び労使関係に関すること	0	1	0	2	6	9	6	6	0	3
労働条件に関すること	131	57	16	36	160	400	392	214	178	8
雇用に関すること	10	8	6	12	19	55	50	30	20	5
職業能力開発に関すること	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤労者福祉に関すること	22	5	8	5	76	116	114	43	71	2
男女雇用機会均等に関すること	1	0	0	4	4	9	9	3	6	0
外国人労働者問題に関すること	0	0	0	0	5	5	4	0	4	1
その他の問題に関すること	40	23	19	24	73	179	176	90	86	3
計	204	94	49	83	343	773	751	386	365	22

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

規模ほか 相談内容	規模別件数					合計件数				
	30人未満	30人～99人	100人～299人	300人以上	不明		労働者計		使用者	
							正社員	非正社員		
労働組合及び労使関係に関すること	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働条件に関すること	61	10	19	26	71	187	179	112	67	8
雇用に関すること	8	0	4	3	6	21	20	14	6	1
職業能力開発に関すること	0	0	0	0	2	2	2	0	2	0
勤労者福祉に関すること	8	7	2	1	18	36	35	17	18	1
男女雇用機会均等に関すること	6	2	2	0	2	12	12	7	5	0
外国人労働者問題に関すること	0	0	0	0	2	2	2	0	2	0
その他の問題に関すること	13	9	8	17	30	77	74	49	25	3
計	96	28	35	47	131	337	324	199	125	13

イ 労働教育

労使関係者が労働問題について理解を深め、労使間の諸問題を自主的かつ合理的に処理できるよう、労働法や労働問題等に関する講座（労働法セミナー）を開催した。

年度	開催日	内 容	受講者	会場
4	8月25日	労働法制の基礎① 講師：静岡大学准教授	21人	浜松総合庁舎
	9月1日	労働法制の基礎② 講師：静岡大学准教授	17人	
	9月9日	安全衛生や多様な働き方に関する法律の実務 講師：社会保険労務士	19人	
5	8月21日	労働法制の基礎① 講師：静岡大学教授	39人	浜松総合庁舎
	9月1日	労働法制の基礎② 講師：静岡大学教授	26人	
	9月8日	安全衛生や多様な働き方に関する法律の実務 講師：社会保険労務士	34人	

ウ 労使関係の実態把握

労働行政の推進に資するため、労働組合の状況や労働情勢、賃上げ等の状況等を調査した。

(7) 労使関係総合調査

a 労働組合基礎調査

目 的	労働組合組織の実態を把握する。
対 象	県西部地域の全労働組合
内 容	労働組合数、組合員数、代表者、加盟組織系統、組織形態等
時 点	6月30日現在（毎年調査）

くらし・環境部 4

労働組合数調

（令和4年6月30日現在）

適用法規別	組 合		組 合 員		摘 要
	数	前年同期との比較	数	前年同期との比較	
労 組 法	321	△2	111,186	△1,396	民間企業
行 労 法	0	0	0	0	行政執行法人
地 公 労 法	10	0	2,375	22	地方公営企業
国 公 法	7	0	176	△12	国家公務員
地 公 法	18	0	9,719	△179	地方公務員
計	356	△2	123,456	△1,565	

（注）労組法：労働組合法、行労法：行政執行法人の労働関係に関する法律、地公労法：地方公営企業等の労働関係に関する法律、国公法：国家公務員法、地公法：地方公務員法

b 実態調査

<令和4年度> 労使間の交渉等に関する実態調査

目的	労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で行われる団体交渉、労働争議及び労働協約の締結等の実態を明らかにすることを目的とする。
対象	厚生労働省が指定した管内54事業所。
内容	労働組合の属性等、労使関係についての認識、正社員以外の労働者、労使間の交渉事項等、団体交渉、労働争議、労使間の諸問題の解決手段、労働協約の締結、労働協約の承継に関する事項
時点	令和4年6月30日現在

<令和5年度> 労働組合活動等に関する実態調査

目的	労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を明らかにすることを目的とする。
対象	厚生労働省が指定した管内39事業所。
内容	労働組合の属性等、労使関係についての認識、労働組合員数の変化、労働組合の組織拡大、正社員以外の労働者、労働組合活動に関する事項、メンタルヘルスに関する事項、個別労働問題への取組、賃金・退職給付制度の改定に関する事項
時点	令和5年6月30日現在

(4) 一般労働事情調査

a 労働争議調査

目的	労働争議の未然防止を図るとともに、争議状況を把握する。
対象	争議行為の予告を行った労働組合
内容	要求内容に基づく使用者側との交渉状況、争議行為の状況等

くらし・環境部 5

労働争議発生状況調

年 別	件 数	参加人員数	うち争議行為		摘 要
			回 数	人 員	
令和元年	2	306	3	127	
令和2年	0	0	0	0	
令和3年	2	162	2	41	
令和4年	3	250	3	90	
令和5年 8月31日現在	1	84	1	24	

(注) 1 労働争議は1事件を1件とし、争議行為は1行為を1回として計上する。

2 参加人員は当該労働組合の組合員数で、争議行為人員は争議行為に参加した組合員の延べ数。

b メーデー実施状況調査

目的	主要労働団体のメーデー大会諸行動の状況を把握する。
内容	参加団体、参加者数、首長の出席状況、スローガン等
実績	令和4年度：7件 令和5年度：7件

(ウ) 賃上げ、一時金要求・妥結状況調査

目的	賃上げ、一時金の要求・妥結状況を把握してその結果を公表し、労使間の賃金交渉の参考資料として提供する。
対象	賃金交渉を行っている労働組合（170組合）
内容	春季賃上げ、夏季及び年末一時金の要求・妥結状況

<調査結果>

(令和5年8月31日現在)

年度	春季賃上げ			夏季一時金			年末一時金		
	平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	賃上 げ率 (%)	平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	支給 月数 (ヵ月)	平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	支給 月数 (ヵ月)
4	7,545	6,656	2.17	823,414	800,101	2.62	828,086	811,357	2.65
5	11,881	11,697	3.85	855,638	852,042	2.82	(調査実施中)		

(注) 金額は加重平均（労働組員平均）である。（組員1人あたりの平均）

エ 勤労者福祉の推進

(7) 浜松労政会館の管理運営

静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例に基づき、労働雇用政策課において指定管理者を指定し、運営を委託している。（指定期間5年間）

当センターでは、浜松労政会館の財産管理、備品の貸付け、修繕工事等を行っている。

名称	静岡県浜松労政会館
所在地	浜松市中区東伊場2丁目7番1号（浜松商工会議所会館の7階部分）
規模・構造	延床面積 832.64 m ² SRC造10階建（平成6年1月移転新築）
指定管理者 (指定期間)	静岡県労働福祉事業協会グループ（令和2年4月1日～令和7年3月31日）
修繕工事等	令和4年度 WiFi 環境整備

(イ) 静岡県西部地区労務管理推進者連絡協議会の活動支援

a 事業の目的及び概要

(令和5年8月31日現在)

目的	勤労者福祉の推進や労務管理の安定に寄与する。
設立	昭和49年3月7日
代表者	会長：社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷健康診断センター 事務長
会員	22事業所

b 活動状況

(令和5年8月31日現在)

年度	区分	時期	演題・講師
4	講演 研修	6月16日	総会終了後の講演会 演題 「消費生活出前講座 ～契約の基本と消費者トラブル～」 講師 静岡県消費生活相談員
	講演 研修	12月16日 (西進セミナー)	演題 全ての会社が知っておくべき労務管理の2大テーマ！ 「労働時間」「割増賃金」問題解消の具体策 講師 特定社会保険労務士
5	講演 研修	6月16日	総会終了後の講演会 演題 「消費生活出前講座 ～契約の基本と消費者トラブル Part2～」 講師 静岡県消費生活相談員

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 労働相談

- ・ 令和4年度は773件となり対前年同期比103.8%（28件増）となった。令和5年度8月末現在では対前年同期比123.0%（63件増）となり、コロナ禍を契機に減少していたものがコロナ禍以前の状況に近づいてきている。
- ・ 令和4年度及び5年度ともに、賃金、解雇や退職、労働時間等の「労働条件に関すること」についての相談が半数以上を占めている。
- ・ 労働保険などの勤労者福祉に関する相談件数は令和4年度は116件となり対前年同期比227.5%（65件増）となった。
- ・ 暴言などのパワーハラスメントに関する相談件数は令和4年度は101件で相談全体の13.1%を占めており、令和5年度8月末現在では41件で全体の12.2%を占めている。
- ・ 解雇の不当性、パワーハラスメントなどに関する相談は個々に事情が異なり、一律に判断することはできないため、弁護士労働相談などにより適切な助言指導を行った。
- ・ 相談内容が複雑化、多様化していることから、労働基準監督署、ハローワーク、県弁護士会等の関係機関との一層の連携を図り、より適切な助言指導を実施していく。
- ・ 労使間で労働条件や解雇などをめぐり紛争状態にある場合には、県労働委員会のあっせん制度等を紹介し、早期解決できるよう支援している。
- ・ 令和5年度は、相談窓口の知名度向上のため、管内医療機関を訪問するなどして、周知を行った。今後も効果的な広報を行っていく。

イ 労働教育

- ・ 令和4年度からは、新型コロナウイルス感染防止のため、会場開催の受講定員を収容人数の1/3の30人に削減するとともに、労働雇用政策課がオンラインによるライブ配信の日程を設けて実施している。
- ・ 令和5年度は、新型コロナウイルスの5類感染症への移行を踏まえ、会場開催の広報に努めたところ、各回とも定員を超える申込みがあった。
- ・ 会場開催の受講者の受講後の評価は、「参考になった」という声が9割以上を占めている。

ウ 労使関係の実態把握

- ・ 労使関係や賃金関係の調査を通じて、管内の労働組合の現状、民間企業の賃金の実態を明らかにした。
- ・ 独自に簡略版の調査要領を添付するとともに、未回答の調査先に対しては、電話、FAX、メール等様々な媒体を使って督促し、担当者が非専従等の場合には会社側の協力を得るなどした結果、特に労働組合基礎調査に関しては、ほぼすべての事業所から回答を得た。
- ・ 賃金関係の調査では、管内の集計結果を記者提供して公表するとともに、調査組合に対して集計結果を送付することにより、労使関係者に賃金交渉の参考資料として提供した。
- ・ 令和5年度から賃金関係調査の回答方法について、情報セキュリティを考慮し、電子申請システムによる回答を選択できるようにして、回答者の利便性の向上を図った。

エ 勤労者福祉の推進

- ・ 令和4年度には、浜松労政会館利用者アンケート等で要望があったWiFi環境を全ての貸し会議室に整備し、利用者の利便性の向上を図った。
- ・ 浜松労政会館の運営や静岡県西部地区労務管理推進者連絡協議会の活動に対する支援を通じ、労働関係団体の活動促進や、労働法制、雇用管理に係る正しい知識の普及により、勤労者福祉の向上を図っている。

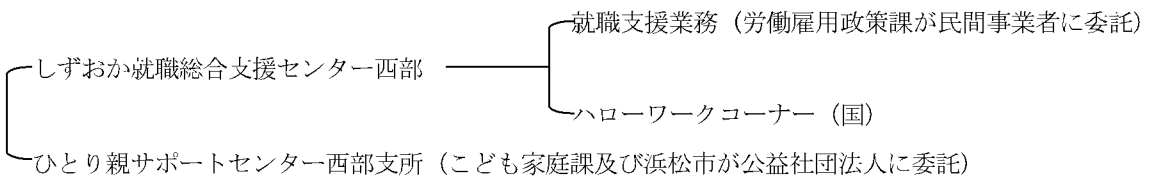
3 全ての世代に対する就職支援

(1) 目的

就労支援機関である「しずおか就職総合支援センター西部」において、幅広い求職者の特性に応じた就職相談やセミナー等を実施するほか、「ひとり親サポートセンター西部支所」と連携し、その総称を「しずおかジョブステーション」として、一体的な就職支援を行っている。

当センターでは、広報活動や関係機関との連携等を通じて、その運営を支援している。

「しずおかジョブステーション西部」の構成



(2) 実績（成果）

しずおか就職総合支援センター西部の利用状況

(令和5年8月31日現在)

年度	就職相談利用者数 (電話・メール相談)			うち外国人 利用者数	ハローワーク コーナー 利用者数	
	対前年同期比	相談者数	セミナー等 利用者数			
4	3,787人	75.2%	2,845人	942人	577人	3,602人
5	1,584人	93.6%	1,290人	294人	170人	1,477人

(注) 令和4年8月末の利用者数は1,692人

(労働雇用政策課資料から抜粋)

(3) 評価（課題等）及び改善

- ・ 相談窓口の知名度向上のため、労働相談事業と併せて、市町や大学等を訪問するなどして、周知している。
- ・ 令和5年度は、ハローワークの雇用保険説明会等での相談窓口案内やチラシ配布のほか、ハローワーク主催講座に協力し、受講者へ直接PRを行うなど周知機会の拡充を図った。
- ・ 今後も、ハローワークや市町等関係機関と連携を密にして、「しずおかジョブステーション 西部」の利用促進を図っていく。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
総務事務	静岡県財務規則 静岡県財産規則
消費生活相談体制強化事業	消費者基本法(第4条、第17条、第19条) 消費者安全法(第8条) 特定商取引に関する法律(第68条) 静岡県消費生活条例 消費生活相談事業実施要領 商品テスト事務処理要領 個人情報保護法(第13条) 個人情報に関する相談の処理について(平成17年3月4日通知) 個人情報保護法施行に伴う苦情のあっせん、事業者指導等について(平成17年3月8日通知)
消費者教育推進事業	消費者基本法(第4条、第17条) 消費者安全法(第8条) 消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月13日施行) 静岡県消費生活条例 消費生活相談事業実施要領
表示・取引適正化推進事業	特定商取引に関する法律(第68条) 割賦販売法(第17条) 不当景品類及び不当表示防止法(第33条) 消費生活用製品安全法(第55条) 家庭用品品質表示法(第24条) 静岡県消費生活条例 静岡県事務処理の特例に関する条例
消費者行政強化促進事業	地方消費者行政強化交付金交付要綱 消費者行政強化促進事業費補助金交付要綱
県民相談事業	静岡県県民相談事業運営要綱 県民相談事務処理要領
労働相談事業	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(第20条第1項) 静岡県中小企業労働相談事業実施要領 弁護士労働相談実施要領 メール労働相談実施要領
労働教育事業	静岡県労働法セミナー開催要領
労使関係総合調査事業	労使関係総合調査の実施について(厚生労働省通知)
一般労働事情調査事業	労働関係調整法(第3条)
賃上げ・一時金要求妥結状況調査事業	労働関係調整法(第3条)
勤労者福祉事業	青少年の雇用の促進等に関する法律(第5条第2項) 静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例
就職相談事業	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(第5条) しずおか就職総合支援センター運營業務委託契約書及び委託要領

職 員 配 置 調

(令和5年8月31日現在)

区分		総括	消費者行政班	労政班	計
配 置 職 員	職員(事)	1	3	3	7
	職員(技)	0	(1)	0	(1)
	再任用職員(事)	1	1	1	3
	再任用職員(技)	0	0	0	0
	会計年度任用職員	0	(8)	(2)	(10)
	臨時的任用職員	0	0	0	0
計		2	4(9)	4(2)	10(11)

(注)会計年度任用職員、兼務職員は()内に外書きにより記載する。

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08使用料及び手数料	28,750	28,750	0
項 01使用料	28,750	28,750	0
目 06経済産業使用料	28,750	28,750	0
12庁舎等使用料	28,750	28,750	0
款 14諸収入	2,071,282	2,071,282	0
項 07雑入	2,071,282	2,071,282	0
目 02雑入	2,071,282	2,071,282	0
81保険料負担金	2,071,282	2,071,282	0
非常勤職員	2,071,282	2,071,282	0
計	2,100,032	2,100,032	0

執行状況調

(令和4年度)

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08使用料及び手数料	26,520	26,520	0
項 01使用料	26,520	26,520	0
目 05経済産業使用料	26,520	26,520	0
12庁舎等使用料	26,520	26,520	0
款 14諸収入	601,773	601,773	0
項 07雑入	601,773	601,773	0
目 02雑入	601,773	601,773	0
81保険料負担金	601,773	601,773	0
非常勤職員	601,773	601,773	0
計	628,293	628,293	0

執行状況調

(令和 5年度)

(令和 5年 8月31日現在)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

預 金 調

(令和5年8月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘要
清水銀行浜松支店	無利息型普通預金	2432336	静岡県西部県民生活センター資金前渡者	0	会議室使用料等
清水銀行浜松支店	無利息型普通預金	2432344	(自振口)静岡県西部県民生活センター資金前渡者	0	電話等公共料金振替用
残 高 合 計				0	

歳出予算執行状況調

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 02 知事直轄組織費	341,000	341,000	0	
項 01 知事直轄組織費	341,000	341,000	0	
目 08 デジタル戦略費	341,000	341,000	0	
14 工事請負費	341,000	341,000	0	
款 04 経営管理費	121,488	121,488	0	
項 01 経営管理費	121,488	121,488	0	
目 01 一般総務費	121,488	121,488	0	
04 共済費	121,488	121,488	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	121,488	121,488	0	
款 05 暮らし・環境費	26,709,594	26,709,594	0	
項 02 県民生活費	26,709,594	26,709,594	0	
目 01 県民生活費	26,709,594	26,709,594	0	
01 報酬	15,302,825	15,302,825	0	
03 非常勤職員報酬	15,302,825	15,302,825	0	
03 職員手当等	3,012,408	3,012,408	0	
01 その他の職員手当等	3,012,408	3,012,408	0	
04 共済費	4,746,955	4,746,955	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	475,540	475,540	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	4,271,415	4,271,415	0	
07 報償費	827,430	827,430	0	
01 その他の報償費	812,480	812,480	0	
02 買上金	14,950	14,950	0	
08 旅費	997,015	997,015	0	
01 その他の旅費	776,025	776,025	0	
02 普通旅費	220,990	220,990	0	
10 需用費	850,578	850,578	0	
01 その他の需用費	850,578	850,578	0	
02 食糧費	0	0	0	

(令和4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
11 役務費	356,067	356,067	0	
12 委託料	0	0	0	
13 使用料及び賃借料	186,976	186,976	0	
17 備品購入費	378,840	378,840	0	
18 負担金、補助及び交付金	50,500	50,500	0	
款 07 健康福祉費	11,180	11,180	0	
項 06 感染症対策費	11,180	11,180	0	
目 01 感染症対策費	11,180	11,180	0	
08 旅費	11,180	11,180	0	
02 普通旅費	11,180	11,180	0	
款 08 経済産業費	5,553,937	5,553,937	0	
項 03 就業支援費	5,531,036	5,531,036	0	
目 01 就業支援費	5,531,036	5,531,036	0	
01 報酬	2,500,434	2,500,434	0	
03 非常勤職員報酬	2,500,434	2,500,434	0	
03 職員手当等	459,072	459,072	0	
01 その他の職員手当等	459,072	459,072	0	
07 報償費	198,000	198,000	0	
01 その他の報償費	198,000	198,000	0	
08 旅費	67,710	67,710	0	
01 その他の旅費	46,420	46,420	0	
02 普通旅費	21,290	21,290	0	
10 需用費	745,346	745,346	0	
01 その他の需用費	742,886	742,886	0	
02 食糧費	2,460	2,460	0	
11 役務費	298,210	298,210	0	
12 委託料	55,000	55,000	0	
13 使用料及び賃借料	1,010,584	1,010,584	0	

(令和4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
17 備品購入費	円 196,680	円 196,680	円 0	
項 09 労働委員会費	22,901	22,901	0	
目 02 事務局費	22,901	22,901	0	
08 旅費	9,720	9,720	0	
02 普通旅費	9,720	9,720	0	
10 需用費	10,758	10,758	0	
01 その他の需用費	10,758	10,758	0	
11 役務費	2,423	2,423	0	
計	32,737,199	32,737,199	0	

歳出予算執行状況調

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	226,950	225,634	1,316	
項 01 経営管理費	226,950	225,634	1,316	
目 01 一般総務費	226,950	225,634	1,316	
04 共済費	226,950	225,634	1,316	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	226,950	225,634	1,316	
款 05 暮らし・環境費	26,875,000	9,797,511	17,077,489	
項 02 県民生活費	26,875,000	9,797,511	17,077,489	
目 01 県民生活費	26,875,000	9,797,511	17,077,489	
01 報酬	15,458,000	5,170,911	10,287,089	
03 非常勤職員報酬	15,458,000	5,170,911	10,287,089	
03 職員手当等	3,201,000	1,599,156	1,601,844	
01 その他の職員手当等	3,201,000	1,599,156	1,601,844	
04 共済費	4,772,000	1,803,383	2,968,617	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	961,000	409,883	551,117	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	3,811,000	1,393,500	2,417,500	
07 報償費	605,000	186,620	418,380	
01 その他の報償費	605,000	186,620	418,380	
08 旅費	1,308,000	356,454	951,546	
01 その他の旅費	1,105,000	320,764	784,236	
02 普通旅費	203,000	35,690	167,310	
10 需用費	806,000	486,916	319,084	
01 その他の需用費	806,000	486,916	319,084	
11 役務費	386,000	99,491	286,509	
13 使用料及び賃借料	249,000	84,420	164,580	
18 負担金、補助及び交付金	90,000	10,160	79,840	
款 08 経済産業費	5,163,901	2,359,983	2,803,918	
項 03 就業支援費	5,107,525	2,347,253	2,760,272	
目 01 就業支援費	5,107,525	2,347,253	2,760,272	

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 報酬	2,537,785	934,200	1,603,585	
03 非常勤職員報酬	2,537,785	934,200	1,603,585	
03 職員手当等	482,000	232,794	249,206	
01 その他の職員手当等	482,000	232,794	249,206	
07 報償費	198,000	66,000	132,000	
01 その他の報償費	198,000	66,000	132,000	
08 旅費	159,740	28,290	131,450	
01 その他の旅費	62,000	20,140	41,860	
02 普通旅費	97,740	8,150	89,590	
10 需用費	433,000	89,019	343,981	
01 その他の需用費	429,000	89,019	339,981	
02 食糧費	4,000	0	4,000	
11 役務費	315,500	86,466	229,034	
12 委託料	110,000	67,100	42,900	
13 使用料及び賃借料	871,500	843,384	28,116	
項 09 労働委員会費	56,376	12,730	43,646	
目 02 事務局費	56,376	12,730	43,646	
08 旅費	29,376	5,260	24,116	
02 普通旅費	29,376	5,260	24,116	
10 需用費	10,800	0	10,800	
01 その他の需用費	10,800	0	10,800	
11 役務費	16,200	7,470	8,730	
計	32,265,851	12,383,128	19,882,723	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)		
					3年度	4年度	そのうち、前年度からの繰越額分
(12)委託料	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	/	0	/
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費		0	
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費		55,000	
計					0	55,000	0
(14)工事請負費	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	/	341,000	/
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費		0	
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費		0	
計					0	341,000	0
(16)公有財産購入費	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	/	0	/
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費		0	
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費		0	
計					0	0	0
(17)備品購入費	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	/	0	/
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費		378,840	
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費		196,680	
計					37,213	575,520	0
(18)負担金、補助金及び交付金	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	/	0	/
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費		50,500	
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費		0	
計					43,500	50,500	0
(21)補償、補填及び賠償金	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	/	0	/
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費		0	
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費		0	
計					0	0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和5年8月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)	
						うち、前年度からの繰越額分
(12)委託料	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	0	0
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費	0	0
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費	67,100	0
計					67,100	0
(14)工事請負費	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	0	0
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費	0	0
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費	0	0
計					0	0
(16)公有財産購入費	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	0	0
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費	0	0
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費	0	0
計					0	0
(17)備品購入費	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	0	0
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費	0	0
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費	0	0
計					0	0
(18)負担金、補助金及び交付金	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	0	0
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費	10,160	0
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費	0	0
計					10,160	0
(21)補償、補填及び賠償金	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	0	0
	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費	0	0
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費	0	0
計					0	0

委 託 料 に

整理 番号	委 託 業 務 名	受 託 者	当初設計 金額(円)	契 約 金 額(円)		
				当初額	変更増減額	計
1	浜松労政公館の産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託	株式会社リサイクルクリーン	55,000	55,000		55,000
	事務関係 計	1件	55,000	55,000	0	55,000
	工事関係 計	0件				
	合 計	1件	55,000	55,000	0	55,000

関 する 調

(令和4年度)

契約締結方法	契約期間	支出年月日	金 額 (円)	委託業務の内容	摘 要
随契	R4.7.19 ～ R4.9.30	R4.8.30	55,000	産業廃棄物収集・運搬及び処分（金属くず・廃プラスチック） 数量: 4m ³	随契1号(少額)
			55,000		
			55,000		

委 託 料 に

整理 番号	委 託 業 務 名	受 託 者	当初設計 金額(円)	契 約 金 額(円)		
				当初額	変更増減額	計
1	浜松労政会館の産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託	株式会社リサイクルクリーン	67,100	67,100		67,100
	事務関係 計	1件	67,100	67,100	0	67,100
	工事関係 計	0件				
	合 計	1件	67,100	67,100	0	67,100

負担金支出調

(令和4年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	消費者行政職員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	円 1,100	4. 4. 22
2	消費者行政職員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	2,200	4. 5. 25
3	消費者行政職員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	1,920	4. 6. 15
4	消費者行政職員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	2,880	4. 6. 21
5	消費生活相談員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	2,880	4. 6. 28
6	消費者行政職員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	1,100	4. 7. 8
7	消費生活相談員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	2,200	4. 8. 5
8	消費生活相談員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	2,200	4. 9. 2
9	消費生活相談員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	2,200	4. 9. 30
10	消費生活相談員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	2,200	4. 9. 30
11	消費生活相談員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	1,100	4. 10. 14
12	消費生活相談員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	1,920	4. 10. 19
13	消費生活相談員研修受講負担金	(一財)日本消費者協会	通知	職員講座	5,000	4. 10. 19
14	消費生活相談員研修受講負担金	(一財)日本消費者協会	通知	職員講座	5,000	4. 10. 19
15	消費生活相談員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	2,200	4. 11. 18
16	消費生活相談員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	2,200	4. 11. 18
17	消費生活相談員研修受講負担金	(独行)国民生活センター	通知	職員講座	2,200	4. 11. 25
18	消費生活相談員研修受講負担金	(一財)日本消費者協会	通知	職員講座	5,000	5. 2. 28
19	消費生活相談員研修受講負担金	(一財)日本消費者協会	通知	職員講座	5,000	5. 2. 28
計		19件	/	/	50,500	/

負担金支出調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	消費者行政職員 研修受講負担金	(独行)国民生活 センター	通知	職員講座	円 1,100	5. 4. 24
2	消費生活相談員 研修受講負担金	(独行)国民生活 センター	通知	職員講座	2,880	5. 6. 2
3	消費生活相談員 研修受講負担金	(独行)国民生活 センター	通知	職員講座	2,200	5. 6. 9
4	消費生活相談員 研修受講負担金	(独行)国民生活 センター	通知	職員講座	2,880	5. 6. 21
5	消費者行政職員 研修受講負担金	(独行)国民生活 センター	通知	職員講座	1,100	5. 7. 5
計		5件	/	/	10,160	/

建 築 工

整理 番号	予算科目	工事名	工事箇所	当 初 設計金額	契 約 金 額		
					当初額	変更増減額	計
1	デジタル戦 略費	浜松労政会 館WiFi環境 構築工事	1	401,500	341,000	0	341,000
		合計	件 1	円 401,500	円 341,000	円 0	円 341,000

事 調

(令和4年度)

契約締結方法	受注者	着手完成(予定) 年 月 日	支出済額	工事概要	公有財産台帳	摘 要
随契	(株)宇式通信システム 浜松営業所	R4. 6. 30 R4. 7. 19	341,000	WiFi関連機器設置	—	随契1号 (少額) 令達R4. 6. 7 支払R4. 8. 19
			円 341,000			

公 有 財 産 調

(令和4年度)

区 分	令和4年3月31日現在		増		減		令和5年3月31日現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
行政財産		千円 381,325		千円 0		千円 9,391		千円 371,934	
土 地	m ² 2,870.66	287,066	m ² 0	0	m ² 0	0	m ² 2,870.66	287,066	
建 物	m ² 832.64 832.64	94,259	m ² 0 0	0 0	m ² 0 0	9,391	m ² 832.64 832.64	84,868	
工作物	個 10	0	個 0	0	個 0	0	個 10	0	
公有財産 に準ずるもの		557		0		0		557	
電 話 加入権	件 12	557	件 0	0	件 0	0	件 12	557	

※令和5年度中増減なし。

借地借家等調

(令和5年8月31日現在)

整理 番号	区分	種別	所在地	地目		数量又 は面積 ㎡	借料		契約 期間	所有者又 は契約者 氏名	用途
				台帳	現況		単価	年額			
1	土地	浜松労政 会館用地	浜松市 中区 東伊場 2-7-1	宅地	宅地	171.42	円/月 70,282	円 843,384	H6.1.4 ～ R6.3.31	浜松商工 会議所	浜松 労政 会館
	計					171.42		843,384			

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

区分	事業名 又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)				
				年度 5	年度 6	年度 7	年度 8	年度 9
債務 負担 行為	—	—	—	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
長期 継続 契約	複写機 賃貸借	センターで使用する 複写機の賃借 (契約日 R5.4.1)	1,098,900	219,780	219,780	219,780	219,780	219,780

行政財産貸付・使用許可調

(令和5年8月31日現在)

整理 番号	区分	種別	所在地	地目		数量又 は面積	使用料		使用許可 期 間	使用許可を受けた者 の氏名	使用許可 目的
				台帳	現況		単価	年額			
1	建物	事務所建	浜松市 中区 東伊場 2-7-1	重量鉄骨造 10階の内 7階部分		㎡ 3.00	円 7,840	円 23,520	R5.4.1) R6.3.31	静岡県労働福祉事業協 会グループ 代表団体(一財)静岡 県労働福祉事業協会	飲料水 自動販売機 2台
2	土地	労政会館 駐車場	浜松市 中区 東伊場 2-1175-3	宅地	駐車場	本 電柱1 支線1	1,500	3,000	R4.4.1) R9.3.31	中部電力 パワーグリッド(株)	電柱1本 支線1本
合 計								26,520			

備品・図書調

(令和 4年度)

所属 0000103224 くらし・環境部 西部県民生活センター

区分	令和 4年 3月31日 現在	増		減		令和 5年 3月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-02 台類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-03 いす類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-04 収納保管庫類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-99 その他の庁用器具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
02-01 情報処理機器類	18	(0) 5	421,520	(0) 0	0	23
02-02 情報伝達機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
02-03 再生機器類	3	(0) 1	154,000	(0) 0	0	4
03-03 視覚用再生等機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
50-01 図書	9	(0) 0	0	(0) 0	0	9
計	51	(0) 6	575,520	(0) 0	0	57

備品・図書調

(令和 5年度)

所属 0000103224 くらし・環境部 西部県民生活センター

区分	令和 5年 3月31日 現在	増		減		令和 5年 8月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-02 台類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-03 いす類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-04 収納保管庫類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-99 その他の庁用器具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
02-01 情報処理機器類	23	(0) 0	0	(0) 0	0	23
02-02 情報伝達機器類	2	(0) 0	0	(0) 1	0	1
02-03 再生機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
03-03 視覚用再生等機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
50-01 図書	9	(0) 0	0	(0) 0	0	9
計	57	(0) 0	0	(0) 1	0	56

主 要 備 品 調

(令和5年8月31日現在)

整理 番号	区 分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額
	大 ・ 中	小				
1	1 - 2	カウンター	カウンター一式 イトーキ	常時使用 西部県民生活センター 受付用カウンター	平成元年3月	円 588,350
2	1 - 2	カウンター	カウンター一式 イトーキ	常時使用 西部県民生活センター 受付用カウンター	平成元年3月	447,000
3	2 - 1	その他の情報処理機器	浜松労政会館Wifi関連 機器 全会議室Wifi利用可能	常時使用 浜松労政会館 Wifi接続用	令和4年9月	341,000
4	1 - 2	カウンター	カウンター一式 イトーキ	常時使用 西部県民生活センター 受付用カウンター	平成元年3月	323,500
5	1 - 99	その他の庁用器具	その他の事務器具 シュレッダー A3対応	毎日(年間240日) 機密文書処理用	令和3年2月	225,720

公務中の事故等に関する調

1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故

なし

2 公務災害（通勤災害を含む。）

なし

3 公務中における交通事故

(1) 発生状況

区 分	件 数	事故の内訳		
		加害事故 (過失割合 50%超)	被害事故 (過失割合 50%以下)	その他 (過失割合が不 明なもの等)
2年度	0	0	0	0
3年度	0	0	0	0
4年度	0	0	0	0
5年度	0	0	0	0

(2) 監査対象期間中の事故

なし

4 その他

なし

工事中の事故に関する調

1 工事中の事故発生状況（年度単位で記載する）

（令和5年8月31日 現在）

区分	第三者事故					工事等の関係者事故				もらい事故 (負傷者あり)	
	件数	死亡	重傷	軽傷	損害のみ	件数	死亡	重症	重症以外	件数	死傷
3年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人
4年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人
5年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人

※令和3年度、令和5年度は工事なし。

2 工事中の事故の内容

なし

前回の監査結果等改善状況調

1 定期監査

前回監査 令和4年 12月 22日

前回監査対象期間 令和3年 9月 1日～ 令和4年 8月 31日

区 分	改 善 状 況
1 指 摘 該当なし	
2 注 意 該当なし	
3 意 見 該当なし	
4 指 導 該当なし	